

工事執行規程

令和 3 年 4 月

名取土地改良区

目 次

名取土地改良区工事執行規程	2
競争入札参加登録申込書	1 1
競争入札参加資格承認簿	1 2
競争入札参加登録資格承認書	1 3
予定価格調書	1 4
入札書	1 5
見積書	1 7
工事請負契約書	2 0
工事請書	4 4
工事請負変更契約書	4 5
工事変更請書	4 6
着手届及び工事工程表について	4 7
工事工程表	4 8
現場代理人、主任技術者通知書	4 9
監督職員通知書	5 1
監督職員変更通知書	5 2
一部下請負通知書	5 3
工事材料検査（確認）について	5 4
工事に関する指示、協議書	5 5
工事に関する承諾、確認書	5 6
支給品受領書	5 7
支給品清算書	5 8
貸与品借用書	5 9
貸与品返納書	6 0
工事履行報告書	6 1
工事出来高検査について	6 2
工事出来高検査結果通知書	6 3
工事出来高検査復命書	6 5
工事中間検査復命書	6 7
工期の延期について	6 8
完成届	6 9
工事完成検査復命書	7 0
検査結果通知書	7 1

名取土地改良区工事執行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、名取土地改良区が執行する工事に関し必要な事項を定めるものとする。

(工事の執行方法)

第2条 工事の執行方法は、請負又は委託とする。ただし、理事長が特に必要があると認める場合は、直営とすることができる。

2 工事の請負又は委託は、一般競争入札若しくは指名競争入札又は随意契約によるものとする。

3 直営工事に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(随意契約)

第3条 次の各号に掲げる場合においては、随意契約によることができる。

(1) 契約の契約金（以下「請負代金」という。）の額が1件150万円を超えないものをするとき。

(2) 災害その他緊急を要する場合において、競争入札に付することができないとき。

(3) 地元集落の請負に付する事が適当と認めるとき。

(4) 追加工事、附帯工事又はその他の工事にして、現請負人の請負に付する事が適当と認めるとき。

(5) 再度の競争入札に付し落札者がいないとき。

(6) 特許権有する工法、特殊工法、特殊技術又は特殊機械を使用しなければ施工できない工事で、1社以外にはその施工ができないと認めるとき。

(7) 施工又は委託上の経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に精通した者に施工又は委託させる必要があると認めるとき。

(8) その他理事長が適当と認めるとき。

(競争入札の参加者の資格)

第4条 一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加しようとする者は、理事長の登録を受けたものでなければならない。

2 前項の登録（以下「入札参加登録」という。）を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた者であって、同法第27条の2第1項の規定による経営事項審査の申請をした者でなければならない。

(入札参加登録)

第5条 登録申込者は、競争入札参加登録申込書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて毎年1月4日から2月末日までの間に、これを提出しなければならない。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、臨時に申請を受理することができる。

- (1) 登記簿謄本又は身分証明書（提出前3ヶ月以内のもの）
- (2) 建設業法による許可を受けた建設業者、それぞれ国土交通大臣又は当該都道府県知事の証明ある許可申請書の写し
- (3) 建設業法第27条の23第1項の規定により経営に関する事項の審査について、国土交通大臣又は当該都道府県知事の経営事項審査結果通知書の写し
- (4) その他理事長が必要と認める書類

2 理事長は、前項の参加登録申込書を受理したときは、前条の規定に基づき審査し、適格と認めた場合、競争入札参加資格承認簿（様式第2号）に登録し、競争入札参加登録資格承認書（様式第3号）を交付するものとする。

3 前項の承認書の交付を受けた者は、理事長が指定した2会計年度に限り競争入札に参加する資格を有するものとする。

（競争入札の実施）

第6条 理事長は、登録者を対象に競争入札を行なわなければならない。

2 理事長は、競争入札により契約を締結しようとする場合において、必要があると認めるときは、当該競争入札に参加しようとする者に必要な資格を定めることができる。

（一般競争入札等の公告）

第7条 理事長は、一般競争入札又は入札参加者を公募する指名競争入札により、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加するものに必要な資格に関する事項
- (3) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条項に違反した入札は無効とする旨
- (4) 契約条項を示す場所及び日時
- (5) 現場説明又は仕様書等の閲覧の場所及び日時
- (6) 入札執行の場所及び日時
- (7) 入札保証金に関する事項
- (8) 最低価格の入札者以外の者を落札者とするところのある旨
- (9) 前各号のほか必要な事項

2 前項の規定による公告（以下「入札公告」という。）は、理事長が、所定の掲示板等への掲示その他の方法により行う。

（指名競争入札の指名等）

第8条 理事長は、指名競争入札により、契約を締結しようとするときは、登録者のうち

から、4人以上を指名しなければならない。ただし、特別な事情がある場合は、4人未満とすることができる。

- 2 前項の場合においては、前条第1項各号(第2号を除く。)に掲げる事項をその指名する者に通知しなければならない。

(見積期間)

第9条 入札公告及び前条第2項の規定による通知(以下「指名通知」という。)は、入札期日の前日から起算して、工事1件の予定価格が500万円に満たない工事については、1日以上、500万円を超える工事については、5日以上前に行なわなければならない。

(入札保証金)

第10条 入札に参加しようとする者は、入札者が見積る入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 入札者が名取土地改良区を被保険者とする入札保証契約を保険会社と締結したとき。
 - (2) 入札者が契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- 2 前項第1号に該当する場合は、理事長は、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出させなければならない。

(入札保証金に代える担保)

第11条 前条に規定する入札保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 国債証券又は地方債証券
- (2) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手
- (3) 理事長又は銀行が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形
- (4) 理事長又は銀行が確実と認める金融機関の保証

(入札保証金の還付)

第12条 理事長は、入札終了後速やかに入札保証金を還付するものとする。ただし、落札者については、契約保証金を納付する契約にあってはその納付後、契約保証金を免除する契約にあっては契約締結後に還付するものとする。

- 2 落札者の入札保証金は、当該落札者の申出により契約保証金に充当することができる。

(予定価格)

第13条 理事長は、競争入札により契約を締結しようとするときは、当該競争入札に付する工事の価格の総額を設計書、仕様書等により予定し、その予定価格を記載した予定

価格調書（様式第4号）を作成しなければならない。

- 2 前項の場合において、当該契約が一定期間反復して行なう補修工事等であるときは、工事の総額に代えて単価についてその予定価格を定めることができる。

（最低制限価格）

第14条 理事長は、工事を競争入札に付する場合は、あらかじめ最低制限価格を設けるものとする。この場合においては、前条の書面にその最低制限価格を記載しなければならない。

（予定価格等の取扱い）

第15条 理事長は、予定価格調書を封書にし、開札場所に置き、開札後に開封しなければならない。

- 2 予定価格調書の記載内容は、開札が終了するまで明らかにしてはならない。ただし、あらかじめ予定価格又は最低制限価格（以下「予定価格等」という。）を明らかにして入札を行なう場合において、当該予定価格等は、この限りでない。
- 3 前項ただし書の場合において、予定価格等は、入札公告又は指名通知に記載するものとする。

（入札の執行）

第16条 理事長は、予定価格の範囲内に有効な入札がないときは、速やかに、再度の入札（以下「再度入札」という。）を行なうものとする。ただし、あらかじめ予定価格を明らかにして行う入札については、再度入札は行なわない。

- 2 再度入札の回数は、1回とする。
- 3 理事長は、公正な入札を執行するため特に必要と認めるときは、入札に参加する資格のある者のうち入札に参加できる者を選定することができる。

（入札等）

第17条 入札者又は代理人（以下「入札者等」という。）は、入札書（様式第5号）を理事長の指定した日時までに、指定の場所に提出しなければならない。この場合において、代理人は、入札者の委任状を提出しなければならない。

（入札の延期等）

第18条 理事長は、次の各号いずれかに該当する場合は、入札を延期し、中止し、又は取り消すことができる。

- (1) 天災、地変等により入札の執行が困難なとき。
- (2) 入札が適正に行なわれないおそれ又は行なわれなかったおそれがあると認めるとき。
- (3) その他やむを得ない事情が生じたとき。

(入札者等の失格等)

第 19 条 理事長は、入札者等が次の各号のいずれかに該当するときは、失格とし、定めた期間入札又は再度入札に参加させてはならない。

- (1) 入札期日において、第 4 条に規定する競争入札に参加する資格及び第 6 条第 2 項の規定により理事長が定めた資格を有しなくなったとき。
- (2) 入札期日において、指名競争入札の指名を取り消されたとき。
- (3) 代理人が入札者の委任状を提出しないとき。
- (4) 入札保証金又は入札保証金に代わる担保を提供しないとき。ただし、入札保証金の納付を免除されたときは、この限りでない。
- (5) 正当な理由がなく、指定された日時及び場所に入札書を提出しないとき。
- (6) 入札公告又は指名通知に示した入札参加条件に違反したとき。
- (7) 最低制限価格を設けた場合において、当該最低制限価格を下回る入札を行なったとき。
- (8) 公正な価格を害し、若しくは不正の利益を図る目的をもって連合する等私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 法律第 54 号。以下「独禁法」という。)に抵触する行為その他の不正の行為を行なったとき。
- (9) 正常な入札の執行を妨げる行為をしたとき。

(入札の無効)

第 20 条 理事長は、入札が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該入札の全部又は一部を無効としなければならない。

- (1) 前条の規定により失格となった者が入札を行なったとき。
- (2) 入札者等が 2 以上の入札を行なったとき。
- (3) 入札書の記載内容に重大な不備があり、入札者等の意思が明らかでないとき認められるとき。

(落札者の決定)

第 21 条 理事長は、有効な入札を行なった入札者等のうち、予定価格の範囲内の価格で最低の価格をもって入札したものを落札者とする。

2 最低制限価格を設けたときは、第 1 項の規定にかかわらず、予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

3 理事長は、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならないこととする。

(随意契約の予定価格)

第 22 条 理事長は、随意契約により契約を締結しようとするときは、あらかじめ第 13

条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、災害応急工事等特に緊急に工事を施行する必要がある、かつ、予定価格を定める暇がないとき又は、第3条第1項6各から8号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(随意契約の見積)

第23条 理事長は、随意契約により、契約を締結しようとするときは、2人以上から見積書(様式第7号)を徴さなければならない。ただし、理事長が適当と認めたときは、この限りでない。

(契約の締結)

第24条 理事長は、競争入札により落札者を決定したとき又は、随意契約の相手方を決定したときは決定した日の翌日から、起算して7日以内に別に定める契約書により、契約を締結しなければならない。

2 理事長は、前項の規定にかかわらず、前項の請負代金の額が1件150万未満の工事の契約を締結しようとする場合であって、工事の履行が適正に確保されると認められるときは、請書その他これに類する書面をもって契約書に代えることができる。

3 落札者又は随意契約の相手方が、正当な理由がなく、第1項の期間内に契約書に記名押印し、理事長に提出しないときは、当該契約を締結する意思がないものとみなし、当該契約を締結しないものとする。

(公正入札違約金)

第25条 理事長は、契約を締結した後において、当該契約の相手方の入札が第19条第1項第8号に該当する行為によるものであったことが明らかになったときは、請負代金の額の100分の20に相当する額の公正入札違約金を当該契約の相手方から徴する。

2 理事長は、前項に規定する公正入札違約金の支払いに代え、当該公正入札違約金の額に相当する額を請負代金から控除することができる。

(工事完成保証人)

第26条 競争入札による落札者は、契約金額1件150万円以上の工事については、理事長の同意を得て自己に代わって工事を完成することを保証する工事完成保証人を立てなければならない。

2 前項の工事完成保証人は、第5条の規定による競争入札参加資格承認書の交付を受け、かつ落札者又は随意契約の相手方と同等以上の資格を有する建設業者でなければならない。ただし、保証事業会社の保証があればこの限りでない。

3 随意契約により契約を締結しようとするときで、かつ、契約の相手方が工事を完成させないこととなるおそれがないと認めたときは、この限りではない。

(契約保証金の額)

第 27 条 契約保証金の額は、請負代金の額の 100 分の 10 以上の額とする。

2 理事長は、契約の変更により、請負代金を増額した場合であって、契約の変更前の契約保証金の額が、変更後の請負代金の額の 100 分の 7.5 を上回り、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと、認められるときは、前項の規定にかかわらず、契約保証金の額を当該契約の変更前の契約保証金の額とすることができる。

3 理事長は、契約の変更により請負代金を減額したときは、第 1 項の規定にかかわらず、契約の相手方の請求により、その減額の割合に応じて契約保証金の額を減額することができる。

4 第 1 項の契約保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、次のとおりとする。

(1) 第 11 条各号に掲げるもの

(2) 保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号) 第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

(契約保証金の免除)

第 28 条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

(1) 前項の免除は、第 4 条の規定による競争入札参加資格承認書の交付を受けた工事完成保証人をたてているとき。

(2) 契約の相手方が、名取土地改良区を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社と締結したとき。

(3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(4) 指名競争入札又は、随意契約により契約を締結する場合において、契約金額が 150 万円未満であるとき。

(5) 契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

2 前項第 1 号に該当する場合には当該履行保証保険契約に係る保証証券を同項第 2 号に該当する場合においては、当該工事履行保証契約に係る保証証券を提出させなければならない。

(契約保証金の還付)

第 29 条 理事長は、契約履行後速やかに契約保証金を還付するものとする。ただし、かし担保義務期間の満了までその全部又は一部の還付を留保することができる。

(監督及び検査)

第 30 条 契約の適正な履行を確保するため工事の監督員及び検査員を置く。

2 前項の監督員及び検査員は職員の中から理事長が命ずる。

- 3 監督員は検査員と兼ねることができない。
- 4 検査員の検査は材料検査、出来高検査、中間検査、完成検査とし、それぞれ検査後結果について工事ごとに復命書を作成し理事長に提出しなければならない。

(工事の着手等)

- 第 31 条 契約を締結した相手方（以下「請負者」という。）は、契約締結の日から 10 日以内に、別に定める着手届及び工事工程表を理事長に提出しなければならない。
- 2 理事長は、前項の工事工程表の提出があったときは、これを審査し、不相当と認めるときは、契約の相手方に必要な措置を求めることができる。

(工事の下請負)

- 第 32 条 請負者は、契約を締結した工事(以下「請負工事」という。)に関し、理事長があらかじめ指定した部分を他のものに委任し、又は請け負わせてはならない
- 2 請負者は、請負工事の一部を他の者に委任し、又は請け負わせようとするときは、理事長の承認を得なければならない。

(工事の変更等)

- 第 33 条 理事長は、必要がある場合は工事内容を変更し若しくは工事を一時中止し、又はこれを打ち切ることができる。この場合において請負代金の額又は工期を変更する必要があるときは、請負者と協議してこれを定めるものとする。
- 2 前項の規定による変更請負代金額は、次式により算定するものとする。この場合において、変更請負代金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
変更請負代金額＝原請負代金額×変更請負対象設計額／原請負対象設計額
 - 3 前項の規定により、契約を変更する必要があるときは、別に定める変更契約書により速やかに変更契約を締結しなければならない。

(工事の完成届等)

- 第 34 条 請負者は、工事が完成したときは、別に定める完成届を速やか理事長に提出し、完成検査を受けなければならない。

(請負代金の支払)

- 第 35 条 請負者は、前条の完成検査に合格したときでなければ請負代金の支払いを請求することができない。

(前金払)

- 第 36 条 理事長は、公共工事の前払金保証事業に関する法律第 5 条第 1 項の規定による登録を受けた保証事業会社の保証に係る工事(請負代金の額が 1 件 150 万円以上のも

のに限る。)に要する経費について、その工事の請負代金の額の10分の5の額(1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)以内の額で、前払金の契約をすることができる。

- 2 前項の場合において、理事長は、請負者から前払金保証契約書(証書謄本のほか写し1通)の寄託を求め、保管しなければならない。設計変更等の理由により前払金保証契約書の記載事項に変更を要する場合もまた同様とする。

(部分払)

第37条 契約により工事の完成前に工事の既済部分に対する請負代金相当額を支払う必要がある場合における当該支払金額は、その既済部分に対する10分の9を超えることができない。ただし、契約で定めた可分部分の完成の場合の既済部分については、その代価の全額まで支払うことができる。

- 2 前項の部分払の支払い回数の限度は、その工事が前払金の支払を行うものであるときは次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める回数とし、前払金の支払を行わないものであるときは3回とする。

(1) 中間前払金の支払を行う場合 1回

(2) 中間前払金の支払を行わない場合 2回

(附則) (平成15年3月 日議決)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

名取土地改良区工事執行規程(昭和55年4月1日施行。以下「旧規程」という。)は廃止する。

この規程施行前に旧規程によってなされた契約は、なお従前の例による。

(附則) (平成30年7月31日議決)

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

名取土地改良区工事執行規程(平成15年4月1日施行。以下「旧規程」という。)は廃止する。

この規程施行前に旧規程によってなされた契約は、なお従前の例による。

(附則) (令和3年11月22日議決)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

名取土地改良区工事執行規程(平成30年8月1日施行。以下「旧規程」という。)は廃止する。

この規程施行前に旧規程によってなされた契約は、なお従前の例による。

様式第3号（第5条関係）

競争入札参加登録資格承認書

承認番号
建設大臣
許可
宮城県知事

（ 般
—
特 ）

第 号
第 号

住 所

商号又は名称

代表者氏名

年度内における当土地改良区が発注施行する工事
の入札に参加すること承認する。

年 月 日

名取土地改良区理事長 ㊟

様式第4号（第13条関係）

予 定 価 格 調 書

年 月 日

1. 工 事 番 号
2. 工 事 名
3. 工 事 場 所
4. 予定価格及び最低制限価格作成者氏名印
5. 予 算 額（消費税を含む） 円也
（消費税を除く） 円也
6. 予 定 価 格（消費税を含む） 円也
（消費税を除く） 円也
7. 最低制限価格（消費税を含む） 円也
（消費税を除く） 円也

様式第5号（第17条関係）

入 札 書

年 月 日

名取土地改良区理事長 殿

入札者

住 所

氏 名

㊟

名取土地改良区工事執行規程に基づき、ご指示の設計書、図面、仕様書、その他の条件を承諾のうえ次のとおり入札します。

件 名	
入札金額	

様式第6号（第17条関係）

入 札 書

年 月 日

名取土地改良区理事長 殿

入札者

住 所

氏 名

㊟

名取土地改良区工事執行規程に基づき、ご指示の設計書、図面、仕様書、その他の条件を承諾のうえ次のとおり入札します。

入札金額	
------	--

内 訳

品 名	形状・寸法・品質	単 位	数 量	単 価	金 額

様式第7号（第23条関係）

見 積 書

年 月 日

名取土地改良区理事長 殿

見積者

住 所

氏 名

㊟

名取土地改良区工事執行規程に基づき、ご指示の設計書、図面、仕様書、その他の条件を承諾のうえ次のとおり見積りします。

件 名	
見積金額	

様式第8号（第23条関係）

見 積 書

年 月 日

名取土地改良区理事長 殿

見積者

住 所

氏 名

㊟

名取土地改良区工事執行規程に基づき、ご指示の設計書、図面、仕様書、その他の条件を承諾のうえ次のとおり見積りします。

見 積 金 額

円也

納 入 場 所

納 入 期 限

代金支払方法

内 訳

品 名	形状・寸法・品質	単 位	数 量	単 価	金 額

1・工事請負契約書	様式第1号
2・工事請書	様式第2号
3・工事請負変更契約書	様式第3号
4・工事変更請書	様式第4号
5・工事請負契約書に基づく提出書類の様式	
(1) 着手届及び工事工程表について	様式第5号
(2) 工事工程表	様式第5号-1
(3) 現場代理人、主任技術者通知書	様式第6号
(4) 監督職員通知書	様式第7号
(5) 監督職員変更通知書	様式第8号
(6) 一部下請負通知書	様式第9号
(7) 工事材料検査(確認)について	様式第10号
(8) 工事に関する指示、協議書	様式第11号
(9) 工事に関する承諾、確認書	様式第12号
(10) 支給品受領書	様式第13号
(11) 支給品清算書	様式第14号
(12) 貸与品借用書	様式第15号
(13) 貸与品返納書	様式第16号
(14) 工事履行報告書	様式第17号
(15) 工事出来高検査について	様式第18号
(16) 工事出来高検査結果通知書	様式第19号
(17) 工事出来高検査復命書	様式第20号
(18) 工事中間検査復命書	様式第21号
(19) 工期の延期について	様式第22号
(20) 完成届	様式第23号
(21) 工事完成検査復命書	様式第24号
(22) 検査結果通知書	様式第25号
(23) 工事目的物引渡書	様式第25号

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
 - 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
 - 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
 - 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(工事用地の確保等)

- 第2条 発注者は、工事用地その他設計図書において、定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を、受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって、管理しなければならない。
 - 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取り片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(関連工事の調整)

第3条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。第2条 甲は、工事用地その他設計図書において、定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を、乙が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって、管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取り片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(着手届及び工事工程表)

第4条 受注者は、この契約締結後10日以内に設計図書等に基づいて、着手届及び工程表を発注者に提出しなければならない。

2 工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第5条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付する場合は、当該保証は第52条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第6条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、工事目的物並びに工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第14条第2項の規定による検査に合格したもの及び第38条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第7条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、工事の一部を第45条第1項第11号に掲げる事由のいずれかに該当すると認められる者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 3 受注者は、発注者が設計図書においてあらかじめ指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の承認)

第8条 受注者は、工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、あらかじめその下請負人の名称、下請負の内容その他必要な事項について発注者の承認を受けなければならない。

(下請負人の健康保険等加入義務等)

第8条の2 受注者は、次の各号に掲げる法の規定による届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条に規定による届出
 - (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。
- (1) 受注者と直接下請契約を締結する下請負人次のいずれにも該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合
 - (2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人次のいずれかに該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が

当該確認書類を発注者に提出した場合

(特許権等の使用)

第9条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

第10条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承認又は協議
- (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- (4) 設計図書の軽微な変更に係る指示又は協議

3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては、当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(現場代理人及び主任技術者等)

第11条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。こ

これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 現場代理人
 - (2) 主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者をいう。ただし、建設業法第26条第3項の工事の場合にあつては、専任の主任技術者をいう。以下同じ。）又は監理技術者（建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。ただし、建設業法第26条第3項の工事の場合にあつては、専任の監理技術者（当該工事が建設業法第26条第4項に該当する場合には、監理技術者資格者証の交付を受けた者）をいう。以下同じ。）
 - (3) 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）
 - (4) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第13条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障なく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、相互に兼ねることができる。

（履行報告）

第12条 受注者は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

第13条 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつてはそれらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督職員は、監理技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼

任する者を除く。) その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定しその結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第14条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質(営繕工事にあつては、均衡を得た品質)を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の検査(確認を含む。以下本条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

第15条 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上、調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上、施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書にお

いて見本又は、工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

- 4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第16条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適當でないことを認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適當でないことを認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品

の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 発注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

- 第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責に帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督職員は、受注者が第14条第2項又は第15条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
 - 3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
 - 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

- 第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと
(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと

- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の規定により取りまとめた調査の結果において第1項の事実が確認された場合、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるものは、発注者が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものは、発注者が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更伴わないものは、発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

- 第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 前項の規定により設計図書を変更したときは、遅滞なく変更契約を締結しなければならない。ただし、軽微な変更にあつては、工期の末日又は会計年度の末日までに変更契約を締結するものとする。

(工事の中止)

第 20 条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前 2 項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（著しく短い工期の禁止）

第 20 条の 2 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（受注者の請求による工期の延長）

第 21 条 受注者は、天候の不良、第 3 条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責に帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。この場合において、その工期の延長が発注者の責に帰すべき事由によるときは、発注者は、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による工期の短縮等）

第 22 条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（工期の変更方法）

第 23 条 工期の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第 21 条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（請負代金額の変更方法等）

第 24 条 請負代金額の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の条項により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者が協議して定める。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第 25 条 発注者又は受注者は、工期内で、かつ、請負契約締結の日から 12 月を経過し後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

- 5 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、全各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 第2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 7 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

- 第26条 受注者は、火災防止等のため必要があると認められるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとつた措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
 - 3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとつた場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

- 第27条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第56条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第56条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。)のうち発注者の責に

帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他の工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責に帰すことができないもの(以下「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第56条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第14条第2項、第15条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取り片付けに要する費用の額の合計額(第6項において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第30条 発注者は、第9条、第16条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、第29条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の内容変更は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(中間検査)

第31条 発注者は、工事施工の中間において、必要がある場合には、検査を行うことができる。

(検査及び引渡し)

第32条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するため検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者から工事目的物の引渡しの申出があったときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなし前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第33条 受注者は、前条第2項(同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責に帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約

定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第 34 条 発注者は、第 3 2 条第 4 項又は第 5 項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意を持って使用しなければならない。

3 発注者は、第 1 項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第 35 条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、頭書の前払金額を超えない額の前払金額の支払を発注者に請求することができる。

2 受注者は、前項の前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、工事着手の状況（工事に使用する主要な資材の発注の状況を含む。）について、監督職員の確認を受けなければならない。この場合において、監督職員は、受注者から工事着手の状況の確認を求められたときは、直ちに確認を行わなければならない。

3 発注者は、第 1 項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 1 4 日以内に前払金を支払わなければならない。

4 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額に相応する前払金の額から受領済みの前払金を額差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

5 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額に相応する前払金の額を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から 3 0 日以内にその超過額を返還しなければならない。

6 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、発注者と受注者が協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から 1 4 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

7 発注者は、受注者が第 5 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、年 2 . 6 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(中間前払金)

第 35 条の 2 受注者は、前条の規定により前払金の支払を受けた後、次の各号に掲げる要件の全部を満たした場合において、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、頭書の中間前払金を超えない額の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。ただし、第 38 条の規定に基づく部分払いの請求をした後においては、この限りでない。

- (1) 工期の 2 分の 1 (債務負担行為に係る契約にあっては、当該年度の工事実施期間の 2 分の 1) を経過していること
 - (2) 工程表により工期の 2 分の 1 (債務負担行為に係る契約にあっては、当該年度の工事実施期間の 2 分の 1) を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること
 - (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費 (工事現場に搬入された検査済みの材料等の額を含む。) が請負代金の額の 2 分の 1 (債務負担行為に係る契約にあっては、当該年度の出来高予定額の 2 分の 1) 以上の額に相当するものであること
- 2 受注者は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又は発注者が委任した者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者が委任した者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定するかどうかの判断を行い、当該判断の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前条の規定により前払金の支払を受けた後、請負代金額が変更されたときは、頭書の中間前払金額にかかわらず、受領済みの前払金額及び中間前払金額を加算した額が変更後に請負代金の 10 分の 7 (調査基準価格を下回る価格で契約締結する場合にあっては 10 分の 4) を超えない額の範囲内で中間前払金の支払を発注者に請求することができる。
- 4 前各項に定めるもののほか、中間前払金については、前条第 3 項から第 7 項までの規定を準用する。この場合において、同条第 4 項及び第 5 項中「受領済みの前払金額」とあるのは「受領済みの前払金額 (前払金及び中間前払金を加算した額)」とするものとする。

(保証契約の変更)

第 36 条 受注者は、第 35 条第 4 項 (前条第 4 項において準用する場合を含む。) の規定により受領済みの前払金又は中間前払金に追加して、さらに前払金又は中間前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前条に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契

約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行なわれた場合には、発注者に代わり その旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第 37 条 受注者は、前払金及び中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

第 38 条 受注者は、工事の完成前に、出来方部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第 14 条第 2 項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の 10 分の 9 以内の額について、次項から第 7 項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中 2 回（中間前払金を請求したときは 1 回）を超えることができない。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ当該請求に係る工事の出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。

- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から、14 日以内に、受注者の立会い上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

- 5 受注者は、第 3 項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から 14 日以内に部分払金を支払わなければならない。

- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第 1 項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から 10 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 ≤ 第 1 項の請負代金相当額 × { 9 / 10 - (前払金額 + 中間前払金額) / 請負代金額 }

(部分引渡し)

第 39 条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該部分の工事が完了したときについては、第 32 条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第 5 項及び第 33 条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第 33 条第 1 項の規定により請求することができる引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第 33 条第 1 項の請求を受けた日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分引渡しに係る請負代金の額} = \text{指定部分に相応する請負代金の額} \times \{1 - (\text{前払金額} + \text{中間前払金額}) / \text{請負代金額}\}$$

(第三者による代理受領)

第 40 条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第 33 条（第 39 条において準用する場合を含む。）又は第 38 条の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第 41 条 受注者は、発注者が第 35 条、第 35 条の 2、第 38 条又は第 39 条において準用される第 33 条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な経費を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第 42 条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引き渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第一項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第 43 条 発注者は、工事が完成するまでの間は、第 44 条及び第 45 条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第 44 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 第 19 条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が 3 分の 2 以上減少したとき。

(2) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。

(3) 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

(4) 正当な理由なく、第 42 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第 45 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 6 条第 1 項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (4) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (9) 第 47 条又は第 48 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当すると判明したとき。
- (11) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。なお、受注者の使用人が受注者の業務として行った行為は、受注者の行為とみなす。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加

- える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- 二 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- へ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 49 条 第 47 条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

（談合その他不正行為による解除）

第 50 条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 49 条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令。以下「原処分」という。）が下され、当該原処分について処分内容が確定したとき。
- (2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

（解除に伴う措置）

第 51 条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来高部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来高部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来高部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第35条の規定による前払金及び第35条の2の規定による中間前払金があったときは、当該前払金及び中間前払金の額（第38条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金になお余剰があるときは、受注者は、解除が第44条及び第45条又は第50条の規定によるときあつては、その余剰額に前払金の支払の日又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.6パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第47条及び48条の規定によるときあつては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請け人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由がなく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取り片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第44条及び第45条又は第50条の規定によるときは発注者が定め、第47条及び第48条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第 52 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
- (2) この工事目的物に契約不適合があるとき。
- (3) 第 44 条又は第 45 条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の 10 分の 1 (調査基準価格を下回る価格で契約締結する場合にあっては 10 分の 3) に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第 44 条又は第 45 条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法 (平成 16 年法律第 75 号) の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) の規定により選任された再生債務者等

4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合 (前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。) がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。

5 第 1 項第 1 号の場合においては、発注者は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 2.6 パーセントの割合で計算した額を請求することができるものとする。

6 第 2 項の場合 (第 45 条第 1 項第 8 号及び第 11 号の規定により、この契約が解除された場合を除く。) において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保

の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

第 53 条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第 47 条又は第 48 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第 33 条第 2 項 (第 39 条において準用する場合を含む。) の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 2.6 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第 54 条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第 32 条第 4 項又は第 5 項 (第 39 条においてこれらの規程を準用する場合を含む。) の規定による引渡し (以下この条において単に「引渡し」という。) を受けた日から 2 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害の賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除 (以下この条において「請求等」という。) をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から 1 年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前 2 項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、発注者が契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が第 1 項又は第 2 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間 (以下この項及び第 7 項において「契約不適合責任期間」という。) の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第 1 項又は第 2 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるとき

には適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

- 7 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 94 条第 1 項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成 12 年政令第 64 号）第 5 条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10 年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。
- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（賠償の予定）

- 第 55 条 受注者は、第 50 条のいずれかに該当するときは、工事の完了の前後を問わず、又は発注者が契約するか否かを問わず、損害賠償金として、請負代金額の 10 分の 2 に相当する額を発注者に支払わなければならない。ただし、同項第 1 号に該当する場合において、排除措置命令の対象となる行為が独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売の場合その他発注者が特に認める場合には、この限りでない。
- 2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、かつ、既に当該共同企業体が解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に損害賠償金の支払いの請求をすることができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して損害賠償金を発注者に支払わなければならない。
 - 3 第 1 項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、超過分につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により受注者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

（火災保険等）

- 第 56 条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずる

ものを含む。以下この条において同じ。)に付きなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に指示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(相殺)

第57条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴することができる。

(あっせん又は調停)

- 第58条 この契約書の各条項において、発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による宮城県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。
- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事に施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務に執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲 裁)

第59条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第60条 この約款において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補 則)

第 61 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

様式第2号

工 事 請 書

1・工 事 名

2・工 事 場 所

3・工 事 内 容

4・工 期

年 月 日から
年 月 日まで

5・請 負 金 額

円也

6・契約保証金

上記の工事を請負うことを証するため請書を提出いたします。

年 月 日

名取土地改良区理事長 殿

請 負 者
住 所
氏 名

様式第 3 号

工 事 請 負 変 更 契 約 書

1・工事名

2・工事場所

年 月 日締結した上記工事の請負契約の条件中下記の点について変更契約を締結する。

記

1・原請負代金額に対する増減額 円也

2・完成期日

原 年 月 日

変更 年 月 日

3・図面及び仕様書 別紙のとおり

この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

年 月 日

発 注 者 名 取 土 地 改 良 区
理 事 長

印

受 注 者

印

様式第4号

工 事 変 更 請 書

1・工事名

2・工事場所

年 月 日提出いたしました請書の条項中、発注者と受注者で協議の結果
下記の点を変更のうえ改めてお請けいたします。

記

1・原請負代金に対する増減額 円也

2・完 成 期 日

原	年	月	日
変更	年	月	日

3・図面及び仕様書 別紙のとおり

年 月 日

名取土地改良区理事長 殿

受 注 者

住 所

氏 名

印

様式第 5 号

着手届及び工事工程表について

年 月 日

名取土地改良区理事長 殿

受 注 者

住 所

氏 名

印

名取土地改良区工事執行規程第 31 条の規定に基づき、下記のとおり着手するとともに工事工程表を別紙のとおり提出します。

記

1・工 事 名

2・工 事 場 所

3・契約締結年月日

4・工 期

年 月 日から

年 月 日まで

5・請 負 代 金 額 円也

6・着 手 月 日

様式第 6 号

現場代理人、主任技術者通知書

年 月 日

名取土地改良区理事長 殿

受注者

④

年 月 日契約締結した
て下記のとおり定めたので別紙経歴書を添えて通知します。

工事につい

記

現場代理人

主任技術者

別紙

経 歴 書

本 籍 地

現 住 所

氏 名 印

生 年 月 日 年 月 日 (歳)

学 歴
(最終学歴)

資 格 (法令による免許及び登録番号)

職 歴 (年 月 に入社)

実務経験年数

工 事 経 歴

- 1 .
- 1 .
- 1 .
- 1 .

年 月 日

受注者

殿

名取土地改良区理事長 印

監督職員通知書

年 月 日付けで契約締結した次の工事の監督職員を、下記のとおり定めたので、工事請負契約書第10条第1項の規定に基づき通知します。

工 事 名	
工 事 場 所	

記

主任監督員	職 氏 名
監 督 員	職 氏 名

年 月 日

受注者

殿

名取土地改良区理事長 印

監督職員変更通知書

年 月 日付けで契約締結した次の工事の監督職員を、下記のとおり変更したので、工事請負契約書第10条第1項の規定に基づき通知します。

工 事 名	
工 事 場 所	

記

新	主任監督員	職 氏 名
	監 督 員	職 氏 名
旧	主任監督員	職 氏 名
	監 督 員	職 氏 名

一 部 下 請 負 通 知 書							
原 請 負 契 約	工事名						
	工事場所						
	工期	自	年	月	日		
		至	年	月	日		
	請負代金額	金					円
下 請 負 の 内 訳							
許可 番号	商号又 は名称	代表(受注) 者氏名	住所	施工部分 の内訳	工事場所の担 当責任者名	工期	下請負 代金額

上記のとおり、工事の一部を第三者に請負させたので工事請負契約書第8条の規定により通知します。

年 月 日

受注者 住 所
商号又は名称
代表(受注)者
氏 名

㊟

名取土地改良区理事長 殿

工事材料検査（確認）について

年 月 日

監督職員 殿

受注者
現場代理人 氏名 印

下記材料を現場に搬入したので、工事請負契約書第14条第2項の規定に基づき検査（確認）願います。

記

- 1・工事番号
- 2・工事名
- 3・工事場所

材料名	品質規格	単位	設計数量	搬入数量	搬入数量累計	残数量	摘要

主任監督員	監督員

主任技術者

工事に関する指示、協議書 年 月 日			
工 事 名			
工 事 場 所			
指 示 ・ 協 議 事 項			
上記事項について指示、協議します。	主任監督員	監 督 員	
上記事項を承諾します。	受注者名	現場代理人	主任技術者
年 月 日			

注：指示の場合は協議を、協議の場合は指示を実線で消すこと。

<h2 style="margin: 0;">工事に関する承諾、確認書</h2>			
年 月 日			
工事名			
工事場所			
承 諾 ・ 確 認 事 項			
上記事項について承諾、確認願います。	主任監督員		監督員
上記事項を承諾、確認します。 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div>	受注者名	現場代理人	主任技術者

注：承諾の場合は確認を、確認の場合は承諾を実線で消すこと。

支給品受領書

年 月 日

監督職員 殿

受注者
現場代理人 氏名 印

年 月 日付けで契約締結した 工事
 において当該契約に基づく下記記載物品を受領しましたので、工事請負契約書第16条第3
 項の規定により提出します。

記

品 名	規 格	単 位	数 量	備 考

注：部品がある場合は備考欄に部品名
 (ホト等)を記入する。

主任監督員	監 督 員

主任技術者

工 事 履 行 報 告 書

年 月 日

監督職員 殿

受注者
現場代理人 氏名 印

年 月 日付けで契約締結した下記工事について、工事請負契約書第12条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

工 事 名			
工 期	年 月 日	から	年 月 日まで
日 付	年 月 日 (月分)		
月 別	予定工期 () に工程変更後	% 実施工程	% 備 考

主任監督員	監 督 員

主任技術者

年 月 日

名取土地改良区理事長 殿

受注者 住所

氏名

印

工事出来高検査について

工事請負契約書第38条第2項の規定に基づき下記工事の出来高について、別紙のとおり提出しますから、検査願います。

記

1・工事名

2・工事場所

3・契約締結年月日

年 月 日

4・工期

年 月 日から
年 月 日まで

5・請負代金額

工 事 出 来 高 検 査 結 果 通 知 書

年 月 日

受 注 者

殿

名取土地改良区理事長 印

下記工事の出来高について、工事請負契約書第38条第3項の規定に基づき確認したので、通知します。

記

1・工 事 名

2・工 事 場 所

3・契約締結年月日 年 月 日

4・工 期 年 月 日から
年 月 日まで

5・請 負 代 金 額

6・出来高検査の日 年 月 日

7・出 来 高 歩 合 %

別紙

出来高内訳書

工種	種別	*構成率 %	出来高率 %	*査定出来 高率 %	*出来高支払に 対 する率の算定式 (構成率×査定出 来高率)	*出来高 支払 %	*適用
	直接 工事 費計	(A)		(C)	$(C)=(B) \div (A)$	(B)	
	共通 仮設 費計			(C)	$\times =$		
	純工 事費 計	/	/	/	/		
	現場 管理 費			(C)	$\times =$		
	工事 原価 計	/	/	/	/		
	一般 管理 費			(C)	$\times =$		
合計		100 00	/	/	/		
出来高金額 = (請負契約額) × (出来高支払率の合計%)							
確認印	監督員			印			

備考 構成率とは、設計書記載の合計額に対する各種別毎の金額の占める割合をいう。

様式第20号

工 事 出 来 高 検 査 復 命 書

年 月 日

名取土地改良区理事長 殿

検査員 氏名

⑩

命により、出来高検査をしたところ、その概要は下記のとおりでしたので復命します。

記

1・工 事 名

2・工 事 場 所

3・請負代金額

4・受 注 者

5・工 期

着 工 年 月 日
完成予定 年 月 日

6・検査年月日 年 月 日

7・出来高率 %

8・立 会 者

9・監 督 員

10・検査事項

別紙

出来高調書

名 称		金 額	摘 要
設 計 額	A		請負率 B/A %
請 負 額	B		
出来高	設 計 額	C	
	請 負 額	D	出来高割合 C/B %
今回支払可能額	E		$D \times 9/10$ 以内
前回までの支払額	F		
検査内容及び指示事項			

様式第21号

工 事 中 間 検 査 復 命 書

年 月 日

名取土地改良区理事長 殿

検査員 氏名

④

命により、中間検査をしたところ、その概要は下記のとおりでしたので復命します。

記

1・工 事 名
2・工 事 場 所
3・請負代金額
4・受 注 者
5・工 期
着 工 年 月 日
完成予定 年 月 日
6・検査年月日
7・立 会 者

① 工事概要

② 検査内容

- 1・検査概要
- 2・工事進捗状況
- 3・現地での指示事項
- 4・検査意見
- 5・その他

年 月 日

名取土地改良区理事長 殿

受注者 住所

氏名

印

工期の延期について

工事請負契約書第21条の規定に基づき下記のとおり工期の延期について請求します。

記

1 工事名	
2 工事場所	
3 契約締結年月日	
4 契約工期	
5 請負代金額	
6 延期期間	
7 延期の理由	

完 成 届

年 月 日

名取土地改良区理事長 殿

受注者 住所

氏名

印

下記の工事が完成いたしましたので、工事請負契約書第32条に基づきお届けします。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 契約締結年月日

年 月 日

4 工 期

年 月 日から
年 月 日まで

5 請 負 代 金 額

億	千	百	十	万	千	百	十	壱
---	---	---	---	---	---	---	---	---

円也

7 工事完成の日

様式第24号

工事完成検査復命書

年 月 日

名取土地改良区理事長 殿

検査員 氏名

㊟

命により、完成検査をしたところ、その概要は下記のとおりでしたので復命します。

記

工事名					
工事場所					
請負代金額		検査年月日	年 月 日		
工期	着工	年 月 日	完成予定	年 月 日	
受注者					
立会者			監督員		
検査の結果	合格	手直し 命令	有 無	手直し工事完成予定	年 月 日

工事概要

- 1・検査内容
- 2・手直し事項
- 3・検査意見
- 4・その他

年 月 日

受注者

殿

名取土地改良区理事長 印

検 査 結 果 通 知 書

年 月 日付で契約締結した下記工事について完成（中間）検査の結果合格（不合格）と認定したので工事請負契約書第32条の規定に基づき通知します。

記

1・工 事 名

2・工 事 場 所

年 月 日

名取土地改良区理事長 殿

受注者

印

工 事 目 的 物 引 渡 書

上記工事が完成したので工事請負契約書第32条の規定に基づき引渡しいたします。

上記の工事目的物を引受けました。

年 月 日

名取土地改良区理事長 印